

休業補償給付について

Q 作業中に負傷し元請けの指示で健康保険で治療の場合の欠勤の保証について



社労士

本来ならば労災保険に該当し、療養補償給付、休業補償給付の対象になり、欠勤日については休業補償の請求ができる。健康保険でかかった場合、傷病手当の請求になるが、例えば請求を出したとしても、負傷原因届け又は回答表の提出があるので傷病手当を受けるのも難しい。治療費及び休業補償について会社側と話し合いを持つことが良いのではないかと。完全な労災隠しなので、万が一後遺症が残った場合の保障等を含めて話し合いをした方がよい。

Q 昨年5月より休業補償給付を受けているが、いつ頃まで受けることができるか。



社労士

休業補償給付については「診療担当者の証明」欄の傷病の経過31欄に労務不労期間が証明されている間は可能であるが、診療日数があまり少ない場合は、労基署で調査した上で日数を決定する場合がある。基本的には、医師の労務不能証明がある間は、受給することが可能。

Q 作業中に足首をひねり労災保険の休業補償給付を受けたが退職したら休業補償給付は受けられるのか。



社労士

休業補償給付の請求の場合、事業主の証明印を押印しているが退職していても医師の証明欄に労務不能の証明があれば休業補償給付の請求ができる。

Q 1月から休業補償給付を受けているがいつまでもらえるのか知りたい。



社労士

傷病等の治療を受け、医師が就労不能の証明をしてくれる間は受給することができる。ただ、治療の状況欄で「治癒」と記載された場合は、その時点で終了する。この「治癒」とは、元に戻ったということではなく、傷病の状態が固定し、これ以上治療の施しができない場合に記載される。